

## 秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画変更の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画変更の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

令和5年12月6日

秋田市長 穂積 志

### 1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 下浜羽川地区計画

### 2 位置および区域

秋田市下浜羽川字下野地内

### 3 縦覧期間

令和5年12月6日から同月20日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

### 4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課